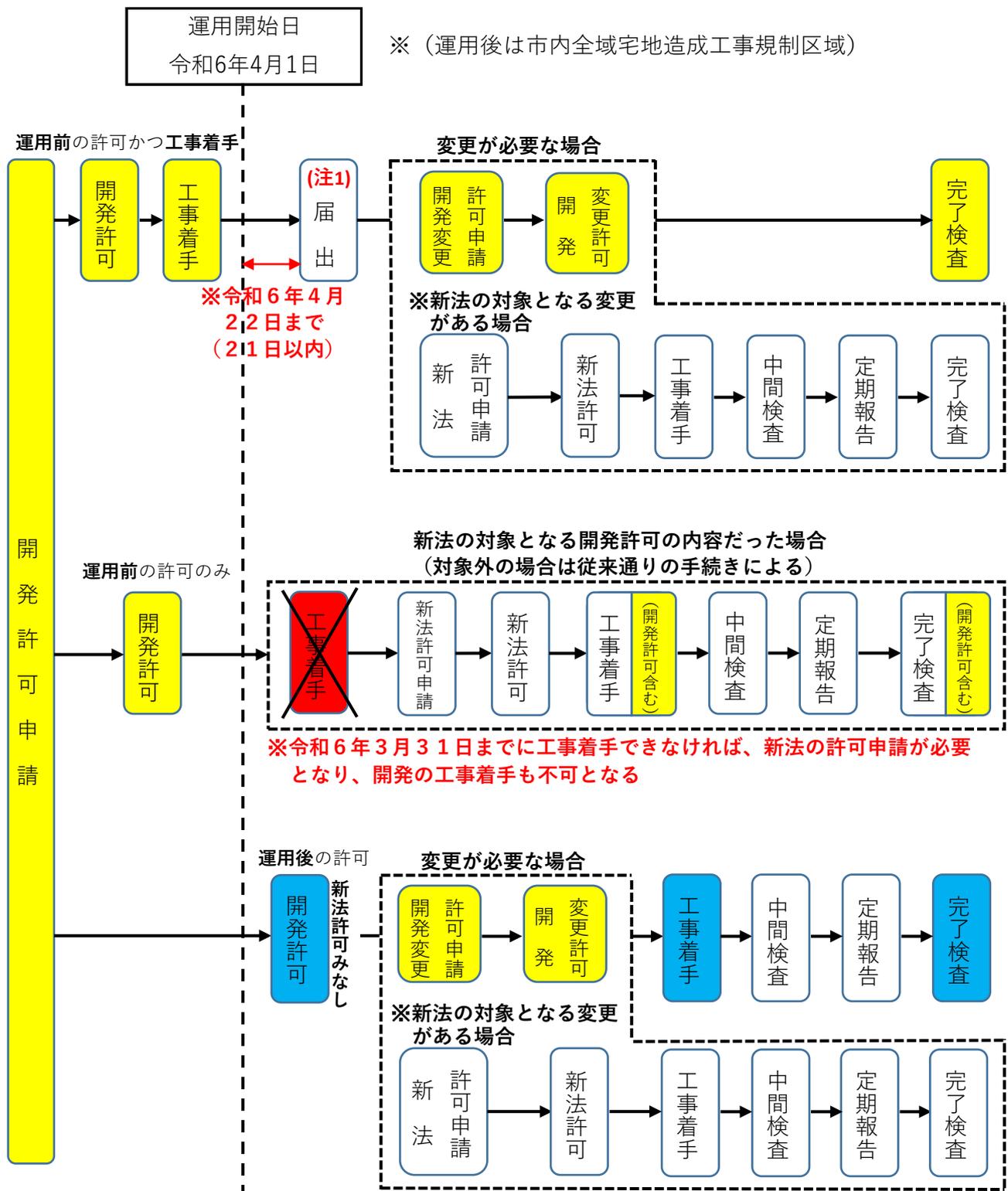


2. 宅地造成工事規制区域（旧法）外において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合（都市計画法に基づく申請）

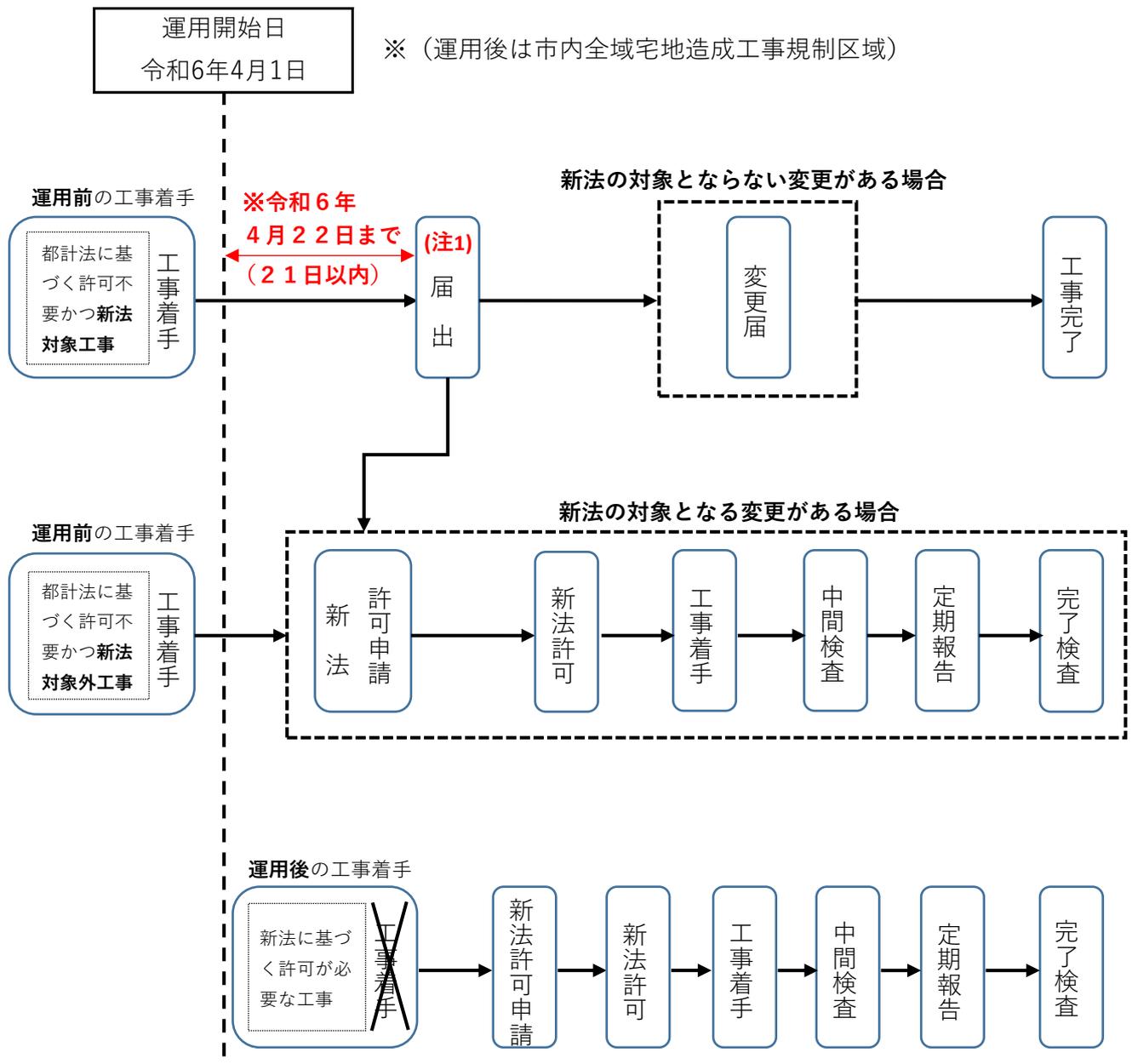


※上記によらない申請も想定されますので、詳細は窓口にてお問合せ下さい。

(注1)
工事内容により、新法に基づき勧告・命令を行う場合があります

凡例	 	従来（都計法）通りの手続き
	 	新法（盛土規制法）に基づく手続き
	 	新法の許可みなしとなる手続き

2. 宅地造成工事規制区域（旧法）外において、宅地造成、特定盛土等
又は土石の堆積を行う場合（盛土規制法に基づく申請）



※上記によらない申請も想定されますので、詳細は窓口にてお問合せ下さい。

(注1)

工事内容により、新法に基づき勧告・命令を行う場合があります

凡例 □ 新法（盛土規制法）に基づく手続き